令和 7 年度
償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素は、本市税務行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年１月１日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

つきましては、この「申告の手引き」により**資産を所有している区ごとに申告書を作成**のうえ、期限までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。

《注意していただくこと》

(1) 一つの封筒に複数の区の申告書を入れて郵送で申告される場合は、**区ごとにクリップかホッチキスなどで留めて封入してください。**

(2) 申告書を郵送で提出される方で、**控を希望される場合は、必ず返信用封筒に切手を貼付し同封してください。**

申告書の提出・お問い合わせ

堺市 市税事務所 固定資産税課 償却資産係（三国ヶ丘庁舎３階）
〒591-8037　堺市北区百舌鳥赤畑町１丁３番地１
電話 072-231-9765（直通）　FAX 072-251-5633

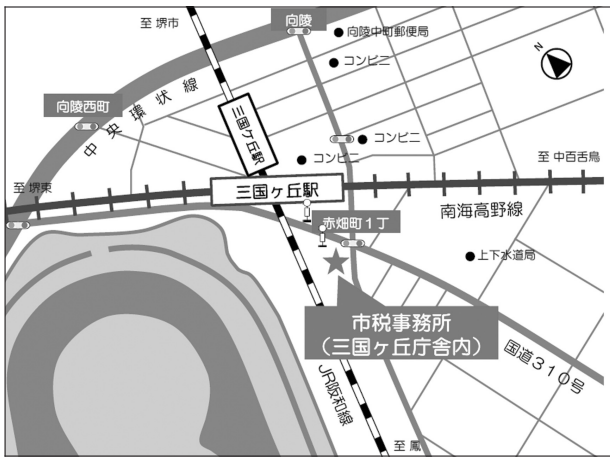

交通案内

- JR阪和線「三国ケ丘」駅
- 南海高野線「三国ヶ丘」駅
  西出口より 南西方面 約100m
  東出口より 南西方面 約250m
- 南海バス「三国ヶ丘駅前」バス停すぐ

★駐車場台数に限りがございますので、
できるだけ公共交通機関のご利用にご協力ください

堺　市

目　　次

Ⅰ　償却資産の範囲 …… 1

1　償却資産とは …… 1

2　業種別の主な償却資産 …… 2

3　償却資産の種類 …… 3

4　建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分 …… 4

Ⅱ　申告においての留意点 …… 5

1　借家にテナントが取り付けた家屋の附帯設備 …… 5

2　所有権留保付売買資産の納税義務者 …… 5

3　所有権移転外ファイナンスリース資産の納税義務者 …… 5

4　大型特殊自動車 …… 5

5　国税との主な違い …… 6

Ⅲ　課税標準の特例について …… 7

Ⅳ　非課税資産について …… 10

Ⅴ　償却資産の申告について …… 10

1　申告方法と提出書類 …… 10

2　電算処理により、申告される場合 …… 11

Ⅵ　電子申告について …… 11

Ⅶ　申告書の書き方 …… 12

種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方 …… 13

種類別明細書（減少資産用）の書き方 …… 14

Ⅷ　償却資産の評価と課税について …… 15

1　評価額の計算方法 …… 15

2　納税義務者・課税標準・免税点・税額・納期 …… 16

3　不申告又は虚偽の申告について …… 16

4　過年度への遡及について …… 16

Ⅸ　お願い …… 17

1　実地調査について …… 17

2　区内に複数の事業所がある場合 …… 17

3　転出・廃業等された方 …… 17

市税の納付には便利な口座振替を …… 17

償却資産（固定資産税）課税標準特例該当資産・非課税該当資産届出書 …… 18

Ⅰ　償却資産の範囲

1　償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、毎年１月１日現在に所有する土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

(1) 申告の対象となるもの

土地及び家屋以外の有形の固定資産で所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産が申告の対象となります。

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア　建設仮勘定で経理されている資産

イ　決算期以後取得された資産でまだ固定資産台帳に計上されていない資産

ウ　簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ　償却済資産（税務会計上耐用年数を経過し、減価償却をし終えて、残存簿価である１円が計上されている資産）

オ　遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）

カ　**租税特別措置法の規定による中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用した資産（即時償却）**

キ　取得価額２０万円未満の資産であっても税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産

(2) 申告の対象とならないもの

ア　自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの

イ　無形減価償却資産（特許権・電話加入権・商標権・ソフトウェア等）

ウ　繰延資産（開業費・試験研究費等）

エ　棚卸資産（貯蔵品・商品等）

オ　美術品等で取得価額が１点１００万円以上であるもの（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは申告の対象となります。）

2　業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産を例示しますと、次のようになります。

業　種　名	課税対象となる主な償却資産
各業種共通のもの	**駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等**
小　売　店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲　食　店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
工　　場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印　刷　業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建　設　業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木　工　業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄　工　業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等

（注）ビルの一室を借り、自ら内装等を施された場合は、内装と設備一式が償却資産に該当します。
共同住宅やテナントビルなど事業用家屋の敷地に施工した外構（門、カーポート、庭木、塀など）や屋外給排水設備、太陽光発電設備等は償却資産に該当します。

3　償却資産の種類

次の表に示されている資産はごく一部ですので、表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

資産の種類			主な償却資産
1	構築物	構築物	門、塀、広告塔、構内舗装（駐車場の舗装も含む）、屋外排水溝、庭園、工場緑化施設、さん橋、煙突、焼却炉、受変電設備、その他土地に定着する土木設備等
		建物附属設備	建築設備、内装、内部造作等 建物の所有者が取り付けた建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区別されます。（４頁参照） **賃借人がその事業のために取り付けた内装、造作、建築設備については、賃借人の償却資産として取り扱います。（５頁参照）**
2	機械及び装置		工作機械、木工機械、化学機械、印刷機械、機械式駐車場設備等、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、印刷設備、土木建設機械、太陽光発電設備 ブルドーザー、パワーショベル、その他自走式作業用機械等、運搬設備（コンベア、起重機等）、その他各種産業用機械及び装置等
3	船舶		一般船舶、漁船、はしけ、曳船、釣船、遊覧船、モーターボート等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等
5	車両運搬具		台車、構内運搬車、フォークリフト等の**大型特殊自動車** **（分類番号は５頁「４．大型特殊自動車」を参照してください。）** （注１）次にあげる要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 ⑴ 最高速度 15Km/hを超えるもの ⑵ 長さ 4.7 mを超えるもの ⑶ 幅 1.7 mを超えるもの ⑷ 高さ 2.8 mを超えるもの （注２）農耕作業用自動車は、35Km/hを超えると大型特殊自動車となります。（大きさは問いません。） **自動車税及び軽自動車税の課税対象となる乗用車、トラック等及びこれらに附属するカーラジオ、カーナビゲーションシステム等は除きます。**
6	工具、器具及び備品		測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具等 机、椅子、ロッカー、金庫、電子計算機、レジスター、テレビ、コピー、パソコン、ルームクーラー、看板(ネオンサイン)、陳列ケース、ファクシミリ、測定機器、光学機器等、医療機械器具、理容･美容器具等、娯楽用機器、自動販売機、貸衣装、その他営業用器具・備品等

4　建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分

家屋の所有者が所有し、家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となり家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として取り扱いますが、それ以外については償却資産として取り扱われます。(構造的に簡単に取り外しが可能なもの)

なお、家屋との判別がつかない資産やここに記載されていない設備で不明な点は、償却資産係までお問い合わせください。

家屋と設備の所有者が同一の場合

設備区分	償却資産の申告対象となるもの	家屋の評価対象となるもの
電力設備	受変電設備、予備電源設備、動力配線設備(特定の生産又は業務用設備)	屋内配線
照明設備	ネオンサイン、スポットライト、屋外照明設備	屋内照明設備(白熱灯用器具、蛍光灯用器具)
太陽光発電設備	屋根材一体型以外のパネル、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力計等	屋根材一体型パネル
中央監視制御設備	設備一式(配線、配管含む)	
電話設備	電話機・交換機、電話電源装置、LAN設備一式(LANボード、サーバー、ハブ、ルーター、ケーブル、配管)	電話設備配線、配管
火災報知設備	回転等、ガス警報器	火災報知装置、非常通報装置設備一式
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	埋込式エアコン、配管設備など家屋と構造上一体のもの
換気設備	ドラフトチャンバー、スクラバー、特定の生産又は業務用設備	換気扇、ダクトなど家屋と構造上一体のもの
給排水設備	屋外設備、水道引込設備、特定の生産又は業務用設備	屋内配管、高架水槽、受水槽、屋上等設置給水塔
給湯設備	給湯器一式(流し台等と一対のもの)	給湯設備一式(浴室、キッチン、洗面所等への給湯)
ガス設備	屋外設備、屋外供給本管、メーター、特定の生産又は業務用設備	屋内配管、バルブ、カラン、排気筒
消火設備	屋外消火栓設備、消火器、ホース、ノズル、避難器具	消火ポンプ、配管、バルブ、消火栓、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備
運搬設備	工業用ベルトコンベア、垂直搬送機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、気送管設備等
厨房設備	調理機器、冷凍・冷蔵庫、製氷機等	システムキッチン(飲食店等の厨房設備を除く)
衛生設備	各種医療機器、装置及びユニット、手術設備、X線設備等	洗面器、洗面化粧台、便器、浴槽、ユニットバス、システムキッチン、ナースコール設備等
店舗設備	ショーウインドウ、陳列棚、家具、簡易間仕切り等	
ガソリンスタンド設備	キャノピー(事務所等から分離独立しているもの)地下油槽	事務所等と構造的に一体となっているキャノピー
レストラン等の厨房設備	厨房設備一式(流し台、調理台、調理機器、食器洗浄機、下膳システム機器等	
コインランドリー等の洗濯設備	洗濯設備一式(洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機等)	
屋外駐車場設備	舗装路面・フェンス(屋外駐車場)、駐車機械設備一式等	
その他	ＰＯＳシステム、看板、広告塔、駐輪設備、ごみ処理施設、メールボックス、緑化施設、テント等	避雷設備

(注)　一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

Ⅱ　申告においての留意点

1．借家にテナントが取り付けた家屋の附帯設備

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が、自らの事業の用に供するために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管（以下「特定附帯設備」といいます。）は、**テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。**（地方税法第３４３条第１０項、市税条例第３１条第１項）

この場合、次のことに注意してください。

(1)　テナントの方は、特定附帯設備を他の一般資産と併せて申告してください。

(2)　特定附帯設備の耐用年数については、所得税又は法人税の申告で用いているものと同じ耐用年数で申告してください。

2．所有権留保付売買資産の納税義務者

単なるリースではなくて、賃貸期間終了後に借主に無償譲渡することなど実質的に所有権留保付割賦販売とみられるものについては、**借主が納税義務者となり申告が必要となります。**

3．所有権移転外ファイナンスリース資産の納税義務者

平成１９年度法人税の改正により、平成２０年４月１日以後に締結されるリース契約に係る所有権移転外ファイナンスリースについては、税務会計上売買取引として取り扱われることになりましたが、法的な所有者自体が変更されるわけではないので、**従来と同様に原則として所有者であるリース会社が納税義務者となります。**

4．大型特殊自動車

本来道路運送の用に供するというよりは、むしろ、例えば建設等のための機械としての効用を発揮することを主たる目的とし、たまたま車両等をもって陸上を移動することができるに過ぎないものであるので、固定資産税の課税客体たる償却資産に課税されます。

【参考】

課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により区分される。

(1)分類番号　0，00～09，000～099，00A～09Z，0A0～0Z9，0AA～0ZZ

大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの

(2)分類番号　9，90～99，900～999，90A～99Z，9A0～9Z9，9AA～9ZZ

大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの

（例）　＜建設機械の場合＞　　＜建設機械以外の場合＞

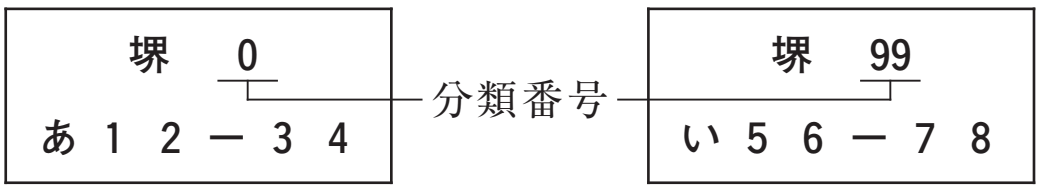

5．国税との主な違い

項　　目	固定資産税の取り扱い（償却資産）	国税の取り扱い（法人税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ ※　減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 ※　法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様	定率法・定額法の選択制 （建物並びに平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制） 【定率法選択の場合】 ・平成24年４月１日以後に取得された資産：「200％定率法」を適用 ・平成19年４月１日から平成24年３月31日までに取得された資産：「250％定率法」を適用 ・平成19年３月31日以前に取得された資産：「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳	認められません。 （圧縮前の取得価額で申告）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却（※１）	認められます。	認められます。（所得税法・法人税法）
評価額の最低限度	取得価額の１００分の５	備忘価額（１円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価、一部合算評価も可

（※１）　通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税若しくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その際、**所轄税務署長へ提出された「増加償却の届出書」の（写し）を添付のうえ申告してください。**

少額の減価償却資産の取り扱い　（○＝申告対象　×＝申告対象外）

取得価額／償却方法	１０万円未満	１０万円以上２０万円未満	２０万円以上３０万円未満	３０万円以上	根拠規定
（※２）個別減価償却	○	○	○	○	
（※３）中小企業特例	○	○	○		租税特別措置法第28条の２又は第67条の５
（※４）少額の減価償却資産（償却可能期間が１年未満か取得価額１０万円未満の資産）	×				法人税法施行令第１３３条又は所得税法施行令第１３８条
（※４）３年間一括償却	×	×			法人税法施行令第１３３条の２又は所得税法施行令第１３９条

（※２）　個人の方については、平成１１年１月１日以後に取得した１０万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

（※３）　**中小企業者に該当する個人又は法人等**（資本金等の金額が１億円以下、従業員数が３００人以下）**の青色申告者の方**が、平成１８年４月１日から令和８年３月３１日までの間に３０万円未満の減価償却資産を取得された場合、その額を必要経費に算入又は損金算入することができます。（取得価額の合計額が３００万円を限度とする。）

ただし、**固定資産税（償却資産）上は、この規定により必要経費に算入又は損金算入された減価償却資産については課税対象になります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入してください。

（※４）　令和４年４月１日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は除きます。

地方税法施行令第４９条ただし書き

法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース資産については、取得価額が２０万円未満の資産は固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

取得価額／資産内容	１０万円未満	１０万円以上２０万円未満	２０万円以上３０万円未満	３０万円以上	根拠規定
リース資産	×	×	○	○	法人税法６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項

Ⅲ　課税標準の特例について

一定の要件に該当する資産は、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例措置があります。
主なものは、次のとおりです。**特例資産に該当すると思われるものについては、関係書類を添付し、「課税標準特例該当資産届出書」（18ページ）を提出してください。**

※　この表は令和６年10月時点で作成しています。税法改正により、特例資産、適用期間、範囲等が変更になることがあります。

根拠規定		区分	範囲	取得時期	適用期間	特例率	コード
法第349条の3	第５項	内航船舶 **添付書類：船舶国籍証書や船舶検査証書の写し**	**外航船舶及び準外航船舶以外の船舶** （専ら遊覧の用に供する船舶、快遊船、遊漁船、モーターボート競走法の規定によるモーターボートは除く。）		期限なし	1／2	306 906
法附則第15条	第７項	低公害車燃料等供給施設 **添付書類：燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金交付決定通知書の写し**	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で一基の取得価額が15,000万円以上の設備のうち、政府の補助（二酸化炭素排出抑制対策事業費又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費）を受けて取得したもの	H31.4.1～ R3.3.31	新設後3年度分	3／4	418
			電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で一基の取得価額が15,000万円以上の設備のうち、政府の補助（燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費）を受けて取得したもの	R3.4.1～ R5.3.31		3／4	
				R5.4.1～ R7.3.31		5／6	
			上記のうち、一基の取得価額が50,000万円以上のもの			1／2	
	第25項	再生可能エネルギー発電設備 **添付書類：太陽光発電設備⇒右記の支援等を受けたことが分かる書類の写し 太陽光発電設備以外⇒再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し**	太陽光発電設備（1,000kw以上）（FIT・FIP認定外） ①地域脱炭素化促進事業認定設備 Ⅰ.温暖化対策推進法に基づき、促進区域内で地域脱炭素化促進事業の認定を受けて取得した設備 Ⅱ.㈱脱炭素化支援機構の支援又は経済産業省・環境省の補助金等の支援を受け取得した設備 風力発電設備（20kw未満） 水力発電設備（5,000kw以上）	H28.4.1～ R8.3.31	取得後3年度分	3／4 （※）	
			太陽光発電設備（1,000kw未満）（FIT・FIP認定外） ①上記と同じ ②ペロブスカイト太陽電池 グリーンイノベーション基金「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトの支援を受けて取得した設備 風力発電設備（20kw以上） 地熱発電設備（1,000kw未満） バイオマス発電設備（10,000kw以上20,000kw未満）			2／3 （※）	412
			水力発電設備（5,000kw未満） 地熱発電設備（1,000kw以上） バイオマス発電設備（10,000kw未満）			1／2 （※）	
			バイオマス発電設備のうち一般木質・農作物残さ区分 （10,000kw以上20,000kw未満）	R6.4.1～ R8.3.31		6／7 （※）	

（※）地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による割合

根拠規定		区　分	範　　囲	取得時期	適用期間	特例率	コード
法附則第15条	第44項	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した機械設備等 以下の書類は賦課期日(1月1日)までに堺市イノベーション投資促進室へ提出してください。 ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書 ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書類(従業員への賃上げ方針を表明した場合のみ) ・リース資産の場合はリース契約見積書、固定資産税軽減計算書の写し	中小企業等経営強化法において、市の導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けた中小事業者等が取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備で、以下の用件をすべて満たすもの ①対象資産 年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれる下記の設備等 ・機械及び装置　１台又は１基の取得価額か160万円以上のもの ・測定工具及び検査工具　１台又は１基の取得価額か30万円以上のもの ・器具及び備品　１台又は１基の取得価額か30万円以上のもの ・建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額か60万円以上のもの ②商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供されるもの ③中古資産でないこと ④先端設備等導入計画に記載された資産であること ⑤先端設備等導入計画の認定後に取得したもの ⑥資本金額もしくは出資金額１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等 ⑧みなし大企業(以下のいずれか)に該当しない （１）同一の大規模法人(資本金１億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の２分の１以上を所有されている法人 （２）２以上の大規模法人(資本金１億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の３分の２以上を所有されている法人 なお、従業員に対する給与等の総額を1.5%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合の軽減は右記のとおり。 ◎先端設備等導入計画の認定については､｢堺市 イノベーション投資促進室｣のホームページをご確認ください。 https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kigyoricchi/sentansetubidounyukeikaku.html	［賃上げ表明無し］ R5.4.1～ R7.3.31	取得後3年度分	1／2	420 944
				［賃上げ表明有り］ R5.4.1～ R6.3.31	取得後5年度分	1／3	421 946
				［賃上げ表明有り］ R6.4.1～ R7.3.31	取得後4年度分		422 954
(旧)法附則第64条		中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した機械設備等 以下の書類は賦課期日(1月1日)までに堺市イノベーション投資促進室へ提出してください。 ・工業会証明書 ・先端設備等に係る誓約書 ・リース資産の場合はリース契約書、固定資産税軽減計算書の写し	中小企業等経営強化法(令和３年６月15日までは生産性向上特別措置法)において、市の導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けた中小事業者等が取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物で、以下の要件をすべて満たすもの ①取得価額、販売開始時期 機械及び装置　１台又は１基の取得価額が160万円以上のもの 販売開始時期が10年以内のもの 測定工具及び検査工具　１台又は１基の取得価額が30万円以上のもの 販売開始時期が５年以内のもの 器具及び備品　１台又は１基の取得価額が30万円以上のもの 販売開始時期が６年以内のもの 建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの 販売開始時期が14年以内のもの 構築物　一の構築物の取得価額が120万円以上のもの 販売開始時期が14年以内のもの ②旧モデル比で生産性が年平均１％以上向上するもの ③商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供されるもの ④中古資産でないこと ⑤先端設備等導入計画に記載された資産であること ⑥先端設備等導入計画の認定後に取得したもの ⑦資本金額もしくは出資金額１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等 ⑧みなし大企業(以下のいずれか)に該当しない （１）同一の大規模法人(資本金１億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の２分の１以上を所有されている法人 （２）２以上の大規模法人(資本金１億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の３分の２以上を所有されている法人	H30.6.6～ R5.3.31	取得後3年度分	ゼ　ロ (※)	R3.3.31まで 413 935 R3.4.1以降 419 940

(※)地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による割合

設置届出書等の写し、処理過程図の写しを添付してください。

根拠規定		区分	範囲	取得時期	適用期間	特例率	コード
法附則第15条第2項（※1）	第1号	**汚水又は廃液の処理施設** 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場 ※令和4年4月1日より、適用対象は暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定する。 **添付書類：特定施設設置（使用・変更）届出書の写し**	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備 **（バーク処理施設はH30年3月31日まで、脱有機酸装置及び脱フェノール装置はR2年3月31日まで対象範囲とする）** **（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）**	H22.3.31まで	期限なし	1／6	357 957
				H22.4.1～H26.3.31		1／3	370 920
				H26.4.1～H30.3.31		1／3（※2）	408 912
				H30.4.1～R4.3.31		1／2（※2）	939
				R4.4.1～R8.3.31			
	第2号	**ごみ処理施設** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係るもの（施行令附則第2条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第9条の8第1項の認定に係るものに限る。 ※令和4年4月1日より、適用対象は熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。 （熱回収又は再生利用の用に供されるボイラー、温水発生器、蓄熱式交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽を有する施設） **添付書類：一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写し**	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設 焼却装置、溶融装置、破砕装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破砕装置（溶融装置に附属するもの）、集じん装置その他の附属設備 **（処理能力が1日5トン以上のものに限る。）**	H14.4.1～R4.3.31	期限なし	1／2	406
				R4.4.1～R8.3.31			
	第3号	**一般廃棄物最終処分場** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係るものに限る。 ※令和4年4月1日より、適用対象から環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。 **添付書類：一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写し**	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物最終処分場 擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。	H28.4.1～R4.3.31	期限なし	2／3	
				R4.4.1～R8.3.31			
	第4号	**産業廃棄物処理施設** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第2条第2項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第15条の4の2第1項の認定及び同法第15条の4の4第1項に認定に係るもの **添付書類：産業廃棄物処理施設設置申請書の写し**	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条のうち以下の施設 ・廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設（第12号） ・廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（第12号の2） ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設（第13号） ○対象資産 焼却装置、分解装置、溶解装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附随する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破砕装置、集じん装置その他の附属設備	H22.4.1～R8.3.31	期限なし	1／3	327
	第5号	**汚水の除害施設** 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した同法第12条第1項に規定する除害施設 ※令和4年4月1日より、適用対象は新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定する。 **添付書類：除害施設設置届出書の写し**	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置 **（バーク処理施設はH30年3月31日まで、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、脱有機酸装置、脱フェノール装置及び脱アンモニア装置はR2年3月31日まで対象範囲とする）** **（汚泥処理装置、濾過装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備はR6年3月31日まで対象範囲とする。）** **（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）**	H11.4.1～H22.3.31	期限なし	2／3	386
				H22.4.1～H24.3.31		3／4	403
				H24.4.1～R4.3.31		3／4（※2）	405
				R4.4.1～R8.3.31		4／5（※2）	

（※1）既存の施設又は設備に代えて設置したものを除く
（※2）地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による割合

Ⅳ　非課税資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、非課税となります。

該当すると思われる方は、関係書類を添付し「非課税該当資産届出書」（18ページ）とともに提出してください。

Ⅴ　償却資産の申告について

1．申告方法と提出書類

● はじめて申告される方 ･･･ 全ての償却資産を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○	○		所有者コードを記入してください。
新たに事業を開始された方	○	○		所有者コードを記入してください。
該当する資産がない方	○			償却資産申告書　17 備考欄に記載の 1.該当する資産なしに○を付けてください。

● 前年度以前に申告された方 ･･･ 資産の増減を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・全資産用	減少資産用	
増加した資産があった方	○	○		所有者コードを記入してください。
減少した資産があった方	○		○	所有者コード及び抹消コードを記入してください。
資産の増減がなかった方	○			償却資産申告書　17 備考欄に記載の 2.資産の増減なしに○を付けてください。
該当する資産がない方	○			償却資産申告書　17 備考欄に記載の 1.該当する資産なしに○を付けてください。
堺市内で区を変更された方	○	○	○	償却資産申告書　17 備考欄に 区を変更した旨を記入してください。
廃業･解散･廃止等された方	○			償却資産申告書　17 備考欄に記載の 3．4．5.いずれかに○を付けて、異動年月日を記入してください。

※　法人にあっては特に決算期以降の増加・減少資産について、漏れのないようにご注意ください。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、堺市ホームページ（https://www.city.sakai.lg.jp/）から印刷・ダウンロードしていただくことができます。
また、書類での様式が必要な場合は、償却資産係までご連絡ください。

2．電算処理により、申告される場合

毎年度全資産申告の形式が必要です。
償却資産申告書には、所有者コードを記載してください。
なお、令和６年度より電算申告により申告される方への償却資産申告書の発送を廃止させていただいております。
従前のとおり償却資産申告書が必要な場合はご連絡いただければ今後も発送します。

〈種類別明細書について〉

① 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して算出してください。

② 課税標準の特例（地方税法第349条の３、同法附則第15条及び旧第64条）及び非課税（地方税法第348条及び同法附則第14条）の適用を受ける資産については、特例条項別に区分し、別途集計表を提出してください。

※ 新たに課税標準特例資産及び非課税資産を取得された場合
「課税標準特例該当資産・非課税該当資産届出書（Ｐ.18）」と関係資料を添付して提出してください。

③ 全ての償却資産を全資産、特例資産、非課税資産別にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを提出してください。

④ 前年中に増加した資産及び減少した資産の明細についても、できる限り出力し提出してください。

Ⅵ 電子申告について

堺市では、地方税ポータルシステム（eLTAXエルタックス）を利用して固定資産税（償却資産）の電子申告の受付を行っています。

☆ インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告ができます。
☆ 複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。
（eLTAXの運営に参加している地方公共団体に限ります。）
☆ 「eLTAX」利用のための専用ソフト「PCdesk」のほか eLTAX対応の市販会計ソフトの利用もできます。

eLTAXとは

地方税に関する総合窓口として、インターネットを通じて広くご利用いただけるシステムです。

※ 利用時間等についての情報はホームページでご確認ください。

https://www.eltax.lta.go.jp/

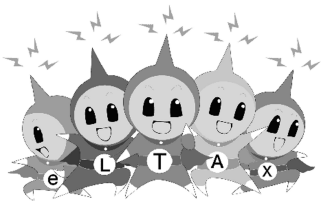

電子申告を利用にあたっての注意点

①事業所や店舗等が所在する区を選択して送付をお願いします。
②堺市内に複数の事業所や店舗等がある場合は、区毎の申告をお願いします。
③堺市では、プレ申告の取り扱いは行っておりません。
④堺市から発送した申告書もしくはハガキに記載している所有者コードを必ず入力してください。

Ⅶ　申告書の書き方

◎資産の所在する区ごとに作成してください。

① 誤り・変更があった場合は、二本線で抹消のうえ訂正してください。また、ビル等に入居している場合は、ビル名称、階数及び部屋番号を記入してください。

② 印字の内容に誤り・変更があった場合は、二本線で抹消のうえ、ふりがなをふって訂正してください。

③ 申告書提出日を記入してください。

④ 決算月を記入してください。

⑤ 個人番号12桁又は法人番号13桁を右づめで記入してください。共有の場合は不要です。
個人番号の場合は次の書類が必要となります。
例1．個人番号カード
例2．通知カード及び運転免許証等
（郵送の場合は写しを添付）

⑥ 事業種目を具体的に記入してください。
また、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

⑦ **堺市で**事業を開始した年月又は法人の設立年月を記入してください。

⑧ この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

⑨ 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

⑩ （ロ）前年中に減少したもの
前年中に減少（売却・滅失・移動）した資産及び前年前に申告漏れになった資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。

⑪ （ハ）前年中に取得したもの
前年中に増加（新品取得･中古取得･移動による受入れ）した資産及び前年前に申告漏れになった資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の取得価額の合計額と同じです。

⑫ 計（（イ）－（ロ）＋（ハ））
（（イ）前年前に取得したもの）－（（ロ）前年中に減少したもの）＋（（ハ）前年中に取得したもの）によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

⑬ 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
なお、**「有」に該当する場合は「増加償却届出書」の写しを添付してください。**

⑭ 非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
なお、非課税に該当する資産の取得価額は、一般資産の取得価額と集計して記入してください。種類別明細書（増加資産・全資産用）も必要です。
課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。

⑮ **区内の資産の所在地を記入してください。**
また、2以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。

⑯ 借用（リース）資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の住所、氏名を記入してください。
（借用している事業所家屋は、除く。）

⑰
・**該当する資産がない場合**
　該当項目　1.を○で囲んでください。
・**昨年度までの申告資産の内容と変わらない場合（増減なし）**
　該当項目　2.を○で囲んでください。
・**廃業・解散・事業所廃止等の方は、**
　それぞれ該当する項目の番号を○で囲み、異動年月日を記入してください。

⑱
・資産の所在地変更（旧所在地）
・各種承認・届出書、非課税・特例等、添付書類について
・その他当該申告について参考となる事項等を記入してください。

（記入例）

受付印　③ 令和 7 年 1 月 15 日

堺　市　長　殿

令和７ 年度（堺区分）
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

第二十六号様式（提出用）

※ 所有者コード	
799999991	一般申告

決算期 3 月 ④

所有者		
1 住所（又は納税通知書送達先）	590-0078 ① 堺市堺区南瓦町３番１号　様方	（電話 233-1101）
2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	堺○△株式会社 ② ~~税務○×株式会社 様~~ 代表取締役 堺 一郎　7999－9999－1	（屋号 サカイシサイクル）

項目	記入
3 個人番号 法人番号	⑤ 1234567890123
4 事業種目（資本金等の金額）	⑥ 自動車部品製造業（28 百万円）
5 堺市での事業開始年月	⑦ 平成 3 年 10 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名	⑧ 経理係 堺 花子（電話 233-1101）
7 税理士等の氏名	⑨ 境 三郎（電話 221-3333）
8 短縮耐用年数の承認	有・(無)
9 増加償却の届出	有・(無) ⑬
10 非課税該当資産	(有)・無 ⑭
11 課税標準の特例	(有)・無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・(無)
13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
14 青色申告	(有)・無

資産の種類	前年前に取得したもの（イ）	⑩ 前年中に減少したもの（ロ）	⑪ 前年中に取得したもの（ハ）	⑫ 計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
1 構築物	5024477			5024477
2 機械及び装置	239023431	4720000	8330000	242633431
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2000000			2000000
6 工具、器具及び備品	49321582	3307500	2518000	48532082
7 合計	295369490	8027500	10848000	298189990

15 区内の事業所等所在地及び事業所用家屋の所有区分
①堺市 堺区市之町西1丁27（(自己所有)・借家）
(②)堺市 堺区南瓦町3番1号 ⑮（自己所有・(借家)）
③堺市（自己所有・借家）

16 借用資産（リース資産）（(有)・無）　貸主の名称等：堺市中区深井沢町2470-6 サカイシリース株式会社 ⑯

17 備考（添付書類等） ⑱
令和6年3月 堺区南瓦町2番1号から事業所移転
特例該当資産届出書

※ 該当する番号に○を付けてください。 ⑰
1．該当する資産なし　2．資産の増減なし
3．廃業　4．解散　5．事業所廃止
6．その他（　　）
異動年月日（　年　月　日）

※ 堺市処理欄		
照合	済	
	未	
入力処理	済	
	未	
宛名	通常	
	送付先	
控え返送	済	封無
	控無	控有

資産の種類	評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

堺市の電子計算機で計算しますので、記入する必要はありません。
（ただし、自社の電子計算機で処理して申告する方は記入してください。）

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

（ア） この用紙には、令和６年１月２日から令和７年１月１日までに新たに取得した資産を記入してください。

（イ） 前年前までに取得した資産で申告漏れとなった資産を記入してください。

（ウ） 初めて申告される方は、令和７年１月１日現在所有している資産を全部申告してください。

（エ） **増加資産のない場合は、この用紙を提出する必要はありません。**

◎資産の所在する区ごとに作成してください。

① 申告書の右端所有者コード欄に打ち出されている番号を**左づめ**で**必ず記入してください。**

② 資産に対応する１～６の数字を記入してください。

番号	資産の種類
1	構築物(建物附属設備)
2	機械及び装置
3	船　舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

◎ **漢字で書ける資産名称等は、漢字で記入してください。**

③ ・資産の名称等を記入してください。

・**漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用し、左づめでていねいに記入してください。**

・20字を超える場合は、20字以内に省略してください。

・入力するデータとなりますので、名称が同じ場合でも「同上」又は「〃」等は記入しないでください。

④ 数字を使用し、**右づめ**で記入してください。

⑤ 資産を実際に取得した年月を記入してください。
年号については、昭和-3、平成-4、令和-5とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。
「昭」「S」などの文字は、使用しないでください。
年月は資産を取得した年月を記入してください。
ただし、１月１日に取得した場合は、摘要欄に「１月１日取得」と記入してください。

⑥ ・当該資産の取得されたときの価額を右づめに記入してください。
なお、**圧縮記帳については、**償却資産の評価上認められませんので、**当該圧縮を含めた実際の取得価額を記入してください。**

・**消費税の取扱い**
税抜き経理方式の場合→消費税を含まない額
税込み経理方式の場合→消費税を含んだ額

⑦ 法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2、及び別表5、6)に掲げる耐用年数を記入してください。

⑧ 資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。
新品取得－１、中古取得－２、
移動による受入－３、その他－４

増加事由欄が４(その他)に該当する場合、「申告漏れ」等その事由を摘要欄に記入してください。

（記入例）

令和 7 年度　**種類別明細書(増加資産・全資産用)**　第二十六号様式別表一(提出用)

「取得年月」の年号の記入は　３.昭和　４.平成(H31.4.30まで)　５.令和(R1.5.1から)です。

※所有者コード：7999999 1　　所有者名：堺○△株式会社　　1 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等 ※「漢字」「ひらがな」「カタカナ」「アルファベット」「算用数字」いずれも使用できます	数量	取得年月 年号	年	月	(イ) 取得価額	耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	2		壁面研削盤	1	5	7	1	2380000	9	0.					①·2 3·4	1月1日取得
02	2		NC施盤	1	4	31	2	5100000	9	0.					1·2 3·④	申告漏れ
03	2		コンプレッサー	1	5	6	9	850000	9	0.					①·2 3·4	
04	6		16T金型	1	5	6	7	1500000	3	0.					①·2 3·4	
05	6		3段コントローラー	1	5	6	9	360000	3	0.					①·2 3·4	
06	6		ダストシール金型	1	4	30	4	350000	2	0.					1·2 3·④	取得価額訂正
07	6		応接セット	1	3	63	10	308000	8	0.					1·2 ③·4	大阪営業所から
08										0.					1·2 3·4	
09										0.					1·2 3·4	
10										0.					1·2 3·4	
11										0.					1·2 3·4	
12										0.					1·2 3·4	
13										0.					1·2 3·4	
14										0.					1·2 3·4	
15										0.					1·2 3·4	
16										0.					1·2 3·4	
17										0.					1·2 3·4	
18										0.					1·2 3·4	
小計								10848000								

（資産コード欄・課税標準の特例欄）**記入する必要はありません。**

この書類は、そのまま電算処理用データとして使用しますので正確に記入してください。
特に、**「取得年月」「取得価額」「耐用年数」は**、評価計算の基礎となりますので**記入漏れのないよう**お願いいたします。

○ 課税標準の特例及び非課税に該当する場合は、その適用条項等を記入してください。
（例） 法349の３、法附15②1

○ **償却資産申告済明細一覧表の記載内容に誤りがある場合は、**種類別明細書(増加資産・全資産用)に正しい内容を記入し、摘要欄に「取得価額訂正」と明示して種類別明細書(減少資産用)には、誤って記載してある資産の資産番号、名称等を記入してください。

○ 耐用年数の変更があった場合
償却資産申告書の右下17.備考欄に変更する資産の資産番号等を記入してください。
(例)資産番号 6000127
耐用年数 6→4変更

種類別明細書(増加資産・全資産用・減少資産用)が不足した場合は、堺市ホームページから様式をダウンロードしていただくか、償却資産係へご請求ください。

種類別明細書(減少資産用)の書き方

※初めて申告される方には、この種類別明細書は送付しておりません。

（ア）この用紙には、前年度までに取得した資産のうち、令和７年１月１日までに売却、滅失、堺市内の他区・他市町村への移動等の事由で資産が減少した場合に記入してください。
なお、記入にあたっては、同封の償却資産申告済一覧表(茶色のレイアウトで、前年度までに申告された全資産が打ち出されています)を参考に、資産の種類、抹消コード等を記入してください。

（イ）薄外資産や耐用年数の経過した資産であっても事業に使用することができる場合は、減少資産には該当しません。

（ウ）減少資産・変更資産のない場合は、この用紙を提出する必要はありません。

③ 減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少部分に対応する取得価額を記入してください。

④ 記入する必要はありません。

令和 7 年度

種類別明細書(減少資産用)

※所有者コード 7999999991

3.昭和 4.平成 5.令和

所有者名 堺○△株式会社

2 枚のうち 2 枚目

第二十六号様式別表二(提出用)

行番号	資産の種類	抹消コード(資産コード)	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部	摘要
01	2	000203	ツメキリジドウキ	1	3	6	3	1,2	850000	9	1・②・3・4 R6年 10月	①2	
02	2	000287	コンプレッサー	1	4	2	0	7	605300	9	1・2・③・4 R6年 2月	①2	東京へ移動
03	6	000059	エアコン	1	4	1	8	1	254598	6	1・②・3・4 R6年 9月	①2	
04	6	000237	金型	2	4	1	5	1	760000	2	1・②・3・4 R6年 7月	1②	1,520,000の一部
05	6	000352	ダストシール金型	1	4	3	0	4	388500	2	1・2・3・④ R6年 3月	①2	取得価額修正

① 申告書の右端所有者コード欄に打ち出されている番号を左づめで必ず記入してください。

② 同封の償却資産申告済一覧表の「資産コード」欄に印字している資産番号を記入してください。

⑤ 減少の事由及び区分
当該該当するものの番号を○で囲み、売却・滅失等の年月を記入してください。

⑥ 摘　要
当該資産が減少した事由のうち「3.移動」については、その受入先を「4.その他」については、その減少事由等を記入してください。
・減少の区分が「２一部」に該当する場合は、1,520,000の一部として記入してください。
・その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

償却資産申告済明細一覧表

所有者コード 7999-9999-1 (堺 区分)
氏名・名称 堺○△ 株式会社 様

(この内容は 令和 6 年１月１日現在のものです。)

種類	資産コード	資産の名称等	数量	耐用年数	取得年月 年号	年	月	取得価額	減免特例非課税
2	000287	コンプレッサー	1	9	4	20	07	605300	
2	000292	旋盤	1	9	4	23	05	5200500	
		種類別合計　筆数	45					239023431	
6	000059	エアコン	1	6	4	18	01	254598	
6	000237	金型	4	2	4	15	01	1520000	
6	000284	コンピューター	1	5	4	21	01	287540	

Ⅷ　償却資産の評価と課税について

1.〈評価額の計算方法〉

(1)　償却資産の評価は、申告していただいた資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに個々に賦課期日（１月１日）現在の評価額を算出します。

(2)　**評価額が取得価額の５％未満になる場合は、５％でとどめます。**

(3)　区ごとに各資産の評価額を合計します。

【 評価額の求め方 】

前年に取得した資産

評 価 額　＝　取　得　価　額　×　（１－減価率／２）（小数点第４位以下切り捨て）

前年前に取得した資産

評 価 額　＝　前年度の評価額　×　（１－減価率）

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の５％まで減価償却します。

【計　算　例】取得価額700,000円、取得年月令和６年４月、耐用年数３年の資産の場合

※　耐用年数３年に応ずる減価率は0.536（減価残存率表参照）

令和７年度	＝	700,000円	×	（１－0.536／２）	＝	512,400円		
令和８年度	＝	512,400円	×	（１－0.536）	＝	237,753円		
令和９年度	＝	237,753円	×	（１－0.536）	＝	110,317円		
令和10年度	＝	110,317円	×	（１－0.536）	＝	51,187円		
令和11年度	＝	51,187円	×	（１－0.536）	＝	23,750円	＜	35,000円

◎令和11年度で取得価額の５％（35,000円）より小さくなりますので、以降は35,000円になります。

実際の評価計算については、堺市の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

（電算処理により申告される方は、全ての資産について評価額を算出してください。）

〈減価残存率表〉　※　ｒとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率 前年中取得のもの (1−r/2)	減価残存率 前年前取得のもの (1−r)	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率 前年中取得のもの (1−r/2)	減価残存率 前年前取得のもの (1−r)	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率 前年中取得のもの (1−r/2)	減価残存率 前年前取得のもの (1−r)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

2.〈納税義務者・課税標準・免税点・税額・納期〉

(1) 納税義務者

賦課期日(毎年１月１日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

年の途中で廃業等により保有している資産を売却等した場合でも、納税義務者は変わりません。

(2) 課税標準

一つの区の区域内の賦課期日(１月１日)現在における**決定価格(評価額)が課税標準となります。**

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(3) 免税点

区ごとに課税標準を合計します。その合計が、150万円未満の場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する区ごとに行います。

(4) 税率及び税額の計算

税率は1.4/100です。

〔税額計算の例〕課税標準となるべき額が1,587,890円の年税額を求めると

$$\underset{\text{1,000円未満切り捨て}}{\underline{1,587,000\text{円}}} \times \underset{\text{税率}}{\underline{1.4/100}} = \underset{\text{100円未満切り捨て}}{\underline{22,200\text{円}\ (22,218\text{円})}}$$

年税額は22,200円となります。

(5) 納　期

通常４回の納期(５月、７月、12月、翌年の２月)に分けて納めていただきます。

全額を一括して納めていただくこともできます。

なお、市税の納付については、指定された金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができる安心、便利な口座振替・自動払込をご利用ください。(17ページ参照)

3.〈不申告又は虚偽の申告について〉

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条および堺市市税条例第101条の規定により**過料を科せられることがあるほか、**地方税法第368条の規定により、**不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。**

また、**虚偽の申告をされますと、**地方税法第385条の規定により、**罰金を科せられることがあります。**

4.〈過年度への遡及について〉

申告漏れ等の場合の課税に際して、申告された年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第17条の５第５項の規定により、**最大５年を限度とします。**

過年度分の課税が発生した場合は、課税を行った納期に一括で納付していただくことになります。

区　お　　願　　い

1. 実地調査について

堺市では償却資産の申告内容を確認するために、毎年、全義務者(申告の有無にかかわらず)から一定数を抽出して実地調査を実施しています。その際は、ご協力をお願いいたします。

また、調査にお伺いするときは、事前にご連絡いたします。

調査対象となった方は、下記の書類をご用意ください。

● 固定資産台帳又は減価償却資産の内訳のわかる資料

(1) 直近の決算期のもの

(2) 堺市内に所在する全ての資産

(建物、建物附属設備、構築物、車両、少額資産等を含む)が記載されているもの

【調査方法】

(1) 本社(資産の所在地)における実地調査(帳簿照合)

(2) 郵送による関係帳簿等の写しの提出

(ア) 固定資産台帳又は減価償却資産の内訳のわかる資料

(イ) 貸借対照表

なお、**調査に伴い申告漏れ等があった場合は、資産の取得年次に対応して遡及することになります。**

※　地方税法第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。ご理解の程、お願いいたします。

2. 区内に複数の事業所がある場合

(1) 同一区内に2以上の事業所がある方は、同一区内の事業所分をまとめて申告してください。

(2) 他区にも事業所がある方は、**事業所の所在する区ごとに分けて、申告してください。**
やむを得ず、経理上一括して一つの区に申告される場合は、ご連絡ください。

3. 転出・廃業等された方

転出、廃業等により、申告すべき資産が、本市区内からなくなった場合には、お手数ですが申告書にその旨を記入して(10ページ「1. 申告方法と提出書類」参照)、ご提出ください。

市税の納付には便利な口座振替を

市税を金融機関の預金口座から自動的に振り替えて納めることができます。口座振替納税は、一度申し込むと、翌年度以降も継続されます。

＜お申し込み手続き＞

堺市の収納取扱金融機関、市税事務所納税課（三国ヶ丘庁舎内）または各区役所内の市税の窓口へ納税通知書、預金（貯金）通帳、通帳の届出印を持参してお申し込みください。

申込書は、堺市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市税事務所、各区役所内の市税の窓口に備えています。また、市税ホームページからダウンロードすることもできます。

コピーして使用してください

令和　　年度　償却資産（固定資産税）　課税標準特例該当資産 / 非課税該当資産　届出書

令和　　年　　月　　日

堺市長 殿

次の資産について、課税標準の特例又は非課税に該当するので、
関係書類を添付して届け出ます。

所有者コード									
住　　所									
氏名（名称）									
連　絡　先							担当者		

○ 課税標準の特例該当資産（地方税法第349条の３、法附則第15条）

適用条項	種類	ページ	行数	資産の名称	数量	取得年月 号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額（円）	耐用年数	備考
□法第349条の３　□法附則第15条 第　項第　号											
□法第349条の３　□法附則第15条 第　項第　号											
□法第349条の３　□法附則第15条 第　項第　号											
□法第349条の３　□法附則第15条 第　項第　号											
□法第349条の３　□法附則第15条 第　項第　号											

※　前回までに届出済みの資産については、再提出は不要です。

○ 非課税の該当資産（地方税法第348条、法附則第14条）

適用条項	種類	ページ	行数	資産の名称	数量	取得年月 号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額（円）	耐用年数	備考
□地方税法第348条　□法附則第14条 第　項第　号											
□地方税法第348条　□法附則第14条 第　項第　号											
□地方税法第348条　□法附則第14条 第　項第　号											

※　前回までに届出済みの資産については、再提出は不要です。